

◎淀川右岸水防事務組合
公平委員会条例

制 定 昭35. 4. 1 条例7

最近改正 昭38. 3. 25 条例3

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、この組合に公平委員会を設置する。

第2条 前条の公平委員会は、その名称を淀川右岸水防事務組合公平委員会といい、事務所を大阪市淀川区新北野1丁目11番11号、淀川右岸水防事務組合事務所内に置く。

第3条 公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

第4条 公平委員会の委員は、非常勤とする。

第5条 公平委員会の委員に対しては、予算の範囲内で管理者の定める報酬を支給する。

（昭38条例3 追加）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、事務組合設立の日に遡って適用する。

附 則（昭38. 3. 25 条例3）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。